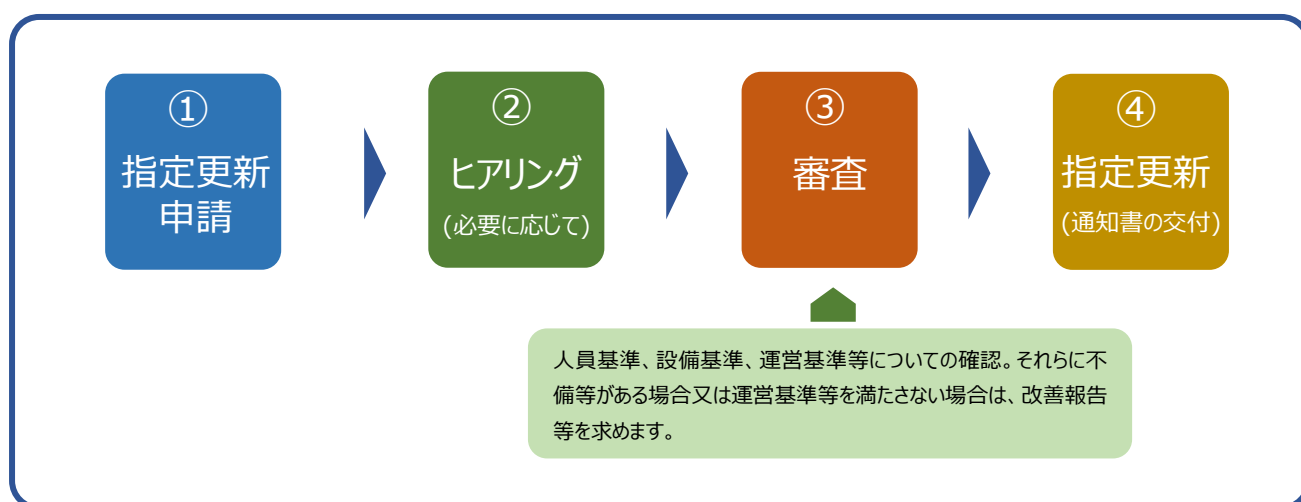


福岡県介護保険広域連合 居宅介護支援事業所の指定申請手続について 【更 新】

1 指定更新の概要

- (1) 介護保険制度の改正に伴い、介護サービスの質を確保する観点から、指定の更新制（6年間）が導入されました。また、平成30年4月から、居宅介護支援事業所の指定権限は福岡県から事業所が所在する市町村に移管しており、当広域連合構成市町村内においては、当広域連合が指定権者になっています。
- (2) 指定有効期間満了日までに更新を受けなければ、その指定有効期間の経過によって指定の効力を失います。そのため、円滑な指定更新申請手続が行えるように書類提出期限の厳守につきましてご協力願います。

2 指定更新申請方法 ※休止中の事業所及び指定要件を満たさない事業所は更新できません



(1) 指定更新申請受付

① 提出書類等

- (ア) 指定申請時に提出いただく書類は、別紙「指定更新申請に係る提出書類一覧」のとおりです。
漏れなく記入して提出してください。
- (イ) 使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。
- (ウ) 提出書類中、「写し」となっている書類については、申請者の代表者名で原本証明を行ってください。
(両面コピー可)

【原本証明の記載例】

この写しは、原本に相違ないことを証明します。

法人名

代表者名

法人印（登録済）

- (エ) 提出書類の規格は、特段に定めのない限りA4サイズ（日本工業規格A列4番）としてください。
- (オ) 別紙「指定更新申請に係る提出書類一覧（チェックリスト）」を使い、チェックしていただき、必要書類の漏れがないか確認の上、指定更新申請書に必ず添付してご提出ください。
- (カ) チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は、指定更新申請書を受理できません。

- (キ) 指定更新申請時に添付できない書類がある場合は、担当にご相談ください
- (ク) 休止中の事業所で更新の手続きを行う時点で事業所を再開できない場合は廃止をお願いします。

② 提出先及び提出部数（※提出先や方法が地域密着型サービスと異なりますのでご注意ください。）

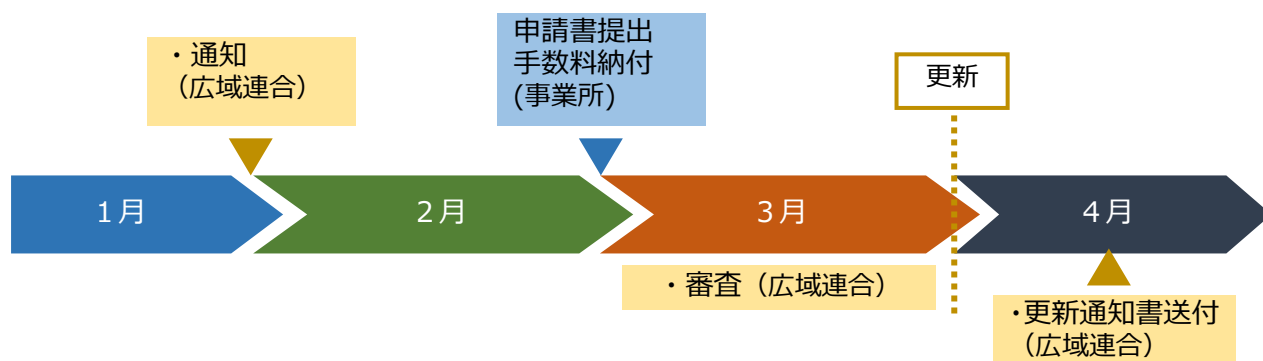
下記の住所へ1部を簡易書留もしくは特定記録郵便にて提出をお願いします。

〒812-0044
 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館3F
 福岡県介護保険広域連合 事業課 指定係

③ 提出期限

指定更新月の前々月の初日から末日までの間のみ受け付けます。申請手続等については指定更新日の前々月の末日までにご案内いたします。（更新事業所数が集中する時期はそれより前にご連絡を差し上げる場合があります。）なお、申請書につきましては、余裕をもって提出をお願いします。

・例：指定有効期限が3月31日までの事業所について



※ 申請書類に記入漏れ、添付漏れがある場合は受付できません。必要書類に漏れないか確認の上、提出してください。

④ 審査手数料について

- (ア) 指定更新申請に際しては、福岡県介護保険広域連合手数料条例に基づき、審査手数料を徴収します。手数料の納付がない場合、申請書の審査が行えませんので、ご注意ください。
- (イ) この手数料は申請の審査のための手数料です。指定更新できない場合も返還できませんので、あらかじめご了承ください。
- (ウ) 手数料は、指定更新申請書に同封してある納付書にて納入期限までにお支払いください。
 なお、手数料の納付がないと申請書の審査が行えませんので、手数料の納付については必ず指定更新申請書の提出前に行っていただきますようお願いします。

(エ) 金額及び納付期限

- ・ 金 額 20,000円
- ・ 納入期限 指定更新予定日の前々月の末日まで

(2) ヒアリング

必要に応じてヒアリングを行います。原則として、電話での対応とさせていただきますので、申請書の記入担当者名及び連絡先は必ず記入してください。

また、場合によっては、必要な書類を持参のうえ、来庁していただくことがあります。

・ヒアリング出席者 **法人の代表者**及び**事業所の管理者**は、必ず出席してください。

・ヒアリング会場 広域連合本部の会議室

(3) 指定更新

指定更新要件に合致すると認められた場合は、指定更新を行います。

指定更新（予定）日は、指定有効期間満了日の翌日になります。

3 指定更新を受けるための要件

次の①～④に掲げる事項を満たしていない場合は指定更新ができませんのでご注意ください。

- ① 申請者が法人であり、定款等で当該事業実施が明確であること
- ② 人員基準を満たしていること
- ③ 設備および運営基準に従って、適正な運営経営ができること
- ④ 申請者やその役員及び管理者が、介護保険法上の欠格事由及び福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める事項に該当しない者であること

なお、上記要件に関する基準につきましては、次の政令等に具体的に記載されていますので全文をお読みいただき、順守いただくようお願いします。

- ・「指定居宅介護支援事業所の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）
- ・「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する事項」（平成12年厚生省告示第20号）
- ・「指定居宅介護支援事業所の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企発第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に関する部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

更新申請に関する相談、質問等については、下記にお問い合わせください。なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打合せをした上で来庁してください。

（予約者優先となります）

【問い合わせ先】

福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館3階
福岡県介護保険広域連合本部 事業課 指定係

TEL：092-981-9074

FAX：092-641-2432

（おかけ間違いのないようにお願いします）